お知らせ

2023年(令和5年) 6月1日

6月は蚊の発生防止強化月間

デング熱など蚊が媒介する感染症の発生を防止 するためには、幼虫(ボウフラ)の発生源である水 たまりをなくすことが重要です。また、蚊に刺され ないために、家に侵入させない対策と外出時の対 策をとりましょう。町田市保健所(中町庁舎)で、市 民向けリーフレット「夏場の蚊対策」を配布してい ますので、ご活用ください(市HPでダウンロード も可)。

間生活衛生課☎722.7354

生涯学習センターまつり 参加希望団体向け事前説明会

10月21日出、22日回に実施予定の生涯学習セ ンターまつりの趣旨や参加申込方法などについて 説明し、参加申込書等を配布します。

対主に生涯学習センターで活動を行っている団 体、同センターで活動を行う予定の団体■6月30 日金、7月1日仕、午前10時から、各1時間程度(各 回とも同一内容)場同センター中電話またはFAX で同センター(※728・0071麻728・0073)へ。

空家アドバイザーを派遣しています

市では、空家対策の一環として、建築士を空家ア

ドバイザーとして派遣しています。詳細は市HPを ご覧いただくか、お問い合わせください。

対市内に空家を所有している方、今後空家になる 可能性のある家屋を所有している方、町内会・自治 会の方、空家利活用希望者等 電話で住宅課(窓 724.4269)

水はけの悪いお家で困っていませんか 雨水浸透ます・浸透管の設置費用を 補助します

屋根に降った雨水を地中に浸透させる [浸透ま す」や「浸透管」を設置する方に補助金を交付して います。屋根や庭に降った雨を地中に浸み込ませ ることにより、河川に流れ込む雨水の量の抑制に つながります。住宅を新築・改築する際にも補助金 を利用することができます。交付には条件があり ますので、事前にご相談ください。

対市内に住宅を所有している個人で、町田市雨水 浸透設備基準に適合する浸透設備を設置する方内 設置費用の一部を1件につき40万円を上限に補助 (工事着手・完了後の申請は対象外)/予算の上限 額に達し次第、受け付けを終了します。

問下水道管理課器724·4330

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

一戸当たり50万円を超える住宅の耐震改修工 事、または自己負担額が50万円を超えるバリアフ リー工事及び自己負担額が60万円を超える省工 ネ改修工事を行った場合、改修工事が終了した年 の翌年度分の固定資産税を減額します。工事が完 了した日から3か月以内に申告してください。減 額制度の詳細は、市HPをご覧ください。また「固定 資産税のあらまし」を資産税課(市庁舎2階)で配 布しています(市HPでダウンロードも可)。

間資産税課☎724·2118

エントリー企業・団体を募集しています ふだんの活動にプラスON 交通安全•防犯協働事業

市内で活動する団体が担い手となり、市民の交 通安全・防犯意識の向上を図ることを目的とした 事業です。エントリーした団体は、町田市地域活動 サポートオフィスによる企画・運営の支援や、会場 ・広報・材料費等の費用の支援(上限有り)を受け ながら、同オフィスと共催で、普段の活動に交通安

全・防犯に係るプログラムを取り入れ て実施できます。詳細は同サポートオ フィスHP (右記二次元コード) をご覧

ください。エントリー・相談は随時受け付けしてい ます。

☑町内会・自治会やNPO法人などの団体 (実施団 体の所在地は不問)、町田市内で社会貢献活動を行 う企業/エントリーに際して要件があります**申**電 話で同サポートオフィス(☎785・4871)へ。 問市民生活安全課∞724·4003

バスの運賃を改定します

問交通事業推進課☎724·4260

人件費や燃料費の高騰を始めとしたバス運行 に係る経費が増加傾向となっており、安全かつ 安定的な運行を継続していくため、各バス事業 者では運賃改定を順次実施しています。市内の 地域コミュニティバス等でも運賃改定を実施し ます。詳細は市HP(右記二次元コード) をご覧ください。

改定日7月1日出



改定後(7月1日から)運賃(抜粋)

	現金·IC		
町田市地域コミュ	玉ちゃんバス	大人	210円
ニティバス(※1)	かわせみ号	大人	210円
小山田桜台・多摩南 バス(※2)	N山田桜台・多摩南部地域病院間小型 ドス(※2)		210円

シルバーパス、高齢者割引運賃等は継続します。 改定前運賃200円区間のみ。300円区間は従来通 **%**2 りです。

災害時における災害廃棄物処理等に関する協定を締結しました

問環境政策課☎724・4379

この度、市は、災害廃棄物の円滑な処理にご賛 同いただいた、町田市一般廃棄物処理業許可業 者及び可燃ごみ収集運搬業務委託事業者、計27 社と5月16日に協定を締結しました。締結した 事業者は、これで28社となります。

大規模災害によって、多量の災害廃棄物(被災 によって出たごみ)が発生した際には、市が設置 する仮置場の管理や仮置場からの収集運搬等の 協力を要請し、市民の生活環境の保全と地域の 早期復興を図ります。

災害によって壊れた家具や家電などの災害廃

棄物が道路や空き地に出されてしまうと、悪臭 や早期復興の妨げとなります。災害廃棄物は燃 やせるごみなどの日常生活で出るごみとは分け

て、市が設 置した仮置 場に出して いただきま すよう、ご 理解ご協力 をお願いし ます。



考えてみよう! るないのです。 多子どもの権利 🛊

「(仮称)町田市子どもに やさしいまち条例」前文 (素案)のご意見を募集します

過子ども総務課≈724・2876

市では「子どもにやさしいまち」の実現に向 けて「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条 例」の検討を進めています。本条例をより良い ものにするために、条例前文についてご意見 をお寄せください。

対市内在住、在勤、在学の方、市内に事務所ま たは事業所を有する個人及び法人、その他の 団体、市政に関し意見等を有する方

■住所・氏名・連絡先を明記し、6月22日まで に直接、郵送(必着)、FAXまたはメールで子ど も総務課(市庁舎2階、〒194-8520、森野2 -2-22, M050·3101·8377 mcity 6100@city.machida.tokyo.jp)

へ。資料配布場所の窓口でも提出 できます。資料配布場所の詳細は、 まちだ子育てサイト(右記二次元 コード)をご覧ください。



高齢者へごみ袋を配付します

問いきいき総務課∞724・3291

6月~7月末に町田市シルバー人材センター会 🛮 🖾 燃やせるごみ専用袋 (小袋20枚+中袋20枚) 員が順次ご自宅にお届けします(不在の場合は、 2024年3月まで再配付も可)。

※受け取りを辞退する方は、配付時にお申し出く ださい。

図4月1日現在、市内在住の70歳以上の方がいる 世帯で、かつ世帯員全員の令和4年度市・都民税が 非課税の世帯

※4月2日以降に転入出した方、生活保護受給者、 税申告が未申告等のため税情報がない方は対象外 です。

☑燃やせるごみ専用袋(小袋20枚+中袋40枚)、 燃やせないごみ専用袋(中袋10枚)、1世帯当たり 年1回70枚を配付

○南地区(容器包装プラスチックの指定収集袋に よる収集の対象地域)は次のとおり配付します

燃やせないごみ専用袋(中袋10枚)、容器プラスチ ック専用袋(中袋20枚)、1世帯当たり年1回70枚 を配付

※再配付の依頼・お問い合わせは、ごみ袋配付事務 局(町田市シルバー人材センター内、専用ダイヤル ∞710・7101、受付期間=7月31日までの午前8 時30分~午後5時、土・日曜日、祝日を除く)へ。配 付期間中は電話でのお問い合わせが大変混み合い ます。つながらない場合は、時間をおいておかけ直 しください。

【配付後の交換について】

配付されたごみ袋の大きさや種類の交換を希望 する方は、原則未開封の状態(10枚単位)で等量交 換ができます。

臨時交換窓口

交換窓□	受付日時	
なるせ駅前市民センター	6月20日(火)	
鶴川市民センター	6月22日(木)	
南市民センター	6月27日(火)	午後1時
木曽山崎コミュニティセンター	6月29日(木)	~4時
小山市民センター	7月4日(火)	
堺市民センター	7月6日(木)	

常設交換窓口

	交換窓□		受付日時	
			午前8時30分~午後5時 (土・日曜日、祝休日、年末年始を 除く)	
	ふれあい 館	もっこく・く ぬぎ・けやき	午前9時~午後4時 (日曜日、祝休日、年末年始を除 く)	
		もみじ・いち ょう・桜	午前9時~午後4時 (月曜日、祝休日、年末年始を除 く)/月曜日が祝休日の場合は 火曜日も休館	